

# 韓国IPG INFORMATION

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2012.06

ISSUE.

# 015

発行 韓国IPG事務局(日本貿易振興機構 JETRO ソウル事務所 知財チーム)

電話 02-3210-0195 | 電子メール kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集 岩谷一臣(イワタニカズオミ)

編集 曹恩実(チョウウンシル), 文炯逸(ムンジョンイル), 池崎麻理絵(イケガキマリエ)

## INDEX

### ◎ 韓国IPGの活動

「第7回韓国IPGセミナー」開催 01

お知らせ 03

「偽造商品流通根絶キャンペーン」開催 04

### ◎ IPを知ろう

許可-特許連係制度施行のご案内 04

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」 07

特許出願をしなくても発明は保護される? 07

音や匂いにも商標権がある? 08

### 韓国IPGへのメンバー登録

[http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br\\_main=9](http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9)

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

## 事務局より

先月5月24日に開催しました「第7回韓国IPGセミナー」は皆様のご協力により、盛況に終わることが出来ました。また、来る6月28日には国際知的財産研究院(IIPTI)で「模倣品真贋判定セミナー」を開催する予定です。このセミナーにも日本企業の5社から参加申し込みがあり早々に締め切らせて頂きました。これもすべて会員の皆様方のお陰と感謝いたしております。

今後、韓国IPGでは、年度内に「第8回韓国IPGセミナー」及び「税関セミナー」を開催する計画です。今後も皆様に多くの関心を寄せて頂けるよう活動して参ります。また、引き続きご支援下さいますようお願い申し上げます。

## CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

### ◎ 韓国IPGの活動

## 5月24日、「第7回韓国IPGセミナー」(特許庁委託事業)を開催しました。

韓国政府は、模倣品対策に積極的に取り組んでおり、例えば、2010年9月に商標権特別司法警察隊を発足させ、日本企業の模倣品も含め、韓国市中での模倣品取締りに大きな成果を挙げております。また、昨年12月には、オンライン捜査班を発足させ、被害が広がるインターネット上での模倣対策もさらに強化しました。そこで、韓国IPGでは、去る5月24日ソウルガーデンホテルで「第7回韓国IPGセミナー」を開催し、日頃模倣対策に取り組んでいる商標権特別司法警察隊に対し、韓国において活動する日本企業を代表して感謝の念を申し上げると共に、最前線でご活躍いただいている警察隊長をお招きし、商標権特別司法警察隊の紹介をはじめ、取締り活動臨場感たっぷりのご説明をいただきました。

また、韓国は、各国とのFTA締結を強力に推し進めており、去る3月15日には、米韓FTAを発効させ、同時に、各種改正法を施行いたしました。その中でも、商標法は、大幅に改正され、音や匂いへの商標保護をはじめ、証明標章制度など、新しい商標制

度が導入されることとなりました。そこで、韓国の新しい商標制度をご紹介します。韓国特許庁より講師をお招きし、音やにおいの商標、証明標章、商標の使用意思確認制度について、制度概要をはじめ、出願時等における実務上のポイントを具体的にご説明いただきました。

セミナー会場では、約50名の参加の下、各講師と参加者との間で活発な質疑応答が行われ、今回のテーマに対する会員の関心度が高いことが伺えました。そこで、本セミナーの概要について、以下のどおりご報告いたします。

**1. 韓国特許庁の模倣品根絶活動（講師：商標権特別司法警察隊判・炫岐(パン・ヒョンギ)隊長）**

**(1)商標権特別司法警察隊の任務と概要**

韓国は、産業財産権の出願が世界4位であるにもかかわらず、産業財産権保護水準が31位とされ、その保護水準の一層の向上が求められています。また、従前、産業財産権に関する専門担当捜査機関が存在していなかったため、必ずしも強力な取締りが行われておりませんでした。そこで、2010年9月、韓国特許庁内に特別司法権を付与し、商標権特別司法警察隊(以下、特司警)を発足させることとなりました。現在、特司警には、23人の人員が所属し、1)有名商標の模倣等不正競争行為の取締り、及び2)商標権、専売使用権の侵害行為の取締りを行っております。

特司警の導入により、模倣品取締り実績は着実に増加し、2010年9月の発足から昨年末までの刑事立件184名、押収品57,218品に上っています。

また、近年、インターネットによる模倣被害の拡大に伴い、その対

策を強化するため、昨年12月14日、オンライン捜査班を発足させました。これまで、オンライン上の模倣品対策は、韓国知識財産保護協会に委託し、オンラインモニタリングシステムによる24時間自動監視と、模倣品販売サイトに対する販売中止、サイト閉鎖要請、関係機関との捜査協力等を行ってきましたが、今後は、オンライ捜査班が加わり、さらに強力な捜査が行われる予定です。

また、模倣品の直接的な取締りだけでなく、消費者の認識向上も重要であることから、街頭キャンペーン、大学生を対象とした知識財産保護広告公募展、その他テレビ・新聞・インターネット等を活用した広報等を行っております。

**(2)模倣品取締り活動の実例紹介**

取締り、検挙事例の中から、最近のものをピックアップし、①全国の文具卸売業者にニセポケモンカードを供給していた流通業者の検挙、②正規品と偽りニセ日本製カメラバッテリーを販売していた業者の検挙、③ビニールハウス団地内に設けられた模倣品秘密製造工場の検挙、④車にニセ有名ブランド品を積んで走り回り、露天販売業者に供給していた流通業者の検挙、⑤有名子供服の常習的な模倣品販売業者の検挙、⑥有名ブランド製品を偽造し、全国に流通させていた製造・供給グループの検挙、⑦スマートフォンで人気のマーケットアプリケーションを利用して模倣品を販売していた販売業者の検挙、⑧ソーシャルコマースショッピングモールで共同購入サイトを開設し、中国から模倣品を調達、販売していた業者の検挙など、多くの悪質な事例について、最前線における取締り事例としてご紹介いただきました。

**2. 韓・米FTA発効に伴う商標制度の変化（韓国特許庁商標審査政策課の趙 沅錫(チョウ・ウォンソク)行政事務官)**

**(1)音・におい商標の概要**

音・におい商標とは、音・におい等、視覚的に認識できないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現した商標のことです。例えば、インテル社のCM等に使用されている音楽や、レーザープリンタ用トナーのレモンの香り等がこれに当たります。しかし、音・におい商標の出願、保護に当たっては、上述のとおり、文字等により写実的に表現する必要がありますので、注意が必要です。

また、その他、音・におい商標の登録を受けるためには、次のような要件を満たす必要があります。

1) 音、においの商標は、1商標1出願の原則を担保している必要があります。そのため、音、においだけでなく、文字・図形と組み

合されているような場合は、登録を受けることができません。

2) 音、においの商標は、その使用により需要者の間に識別力を得る必要があります。音やにおいが指定商品の品質、原材料等を直接的表している場合、1、2音で構成された音のように簡単でありふれたものである場合、クラシックや国家、民謡、自然の音等である場合は、識別力がなく、登録を受けることができません。

3) 音、におい商標が指定商品の機能、包装の機能を確保するのに不可欠な場合や、サービスの利用、目的に不可欠な場合は、登録を受けることができません。

4) 音、におい商標が他人の先出願、先登録商標と同一、類似の商標であって、その指定商品と同一、類似の商品に使用するものである場合、登録を受けることができません。また、その判断は、音、におい商標の視覚的表現を基準に行われ、音商標は音商標と、におい商標はにおい商標と比較して判断されます。

**(2)証明標章の概要**

証明標章とは、証明標章権者から使用の許諾を受けた者がその商品・サービス業の産地、原材料、製造・提供方法、品質等を証明するために使用する標章のことです。この証明標章は、従前の団体標章と異なり、定款で定めた基準を満たした者であれば誰でも使用することが可能ですが、証明標章の商標権者は、自ら使用することができません。

証明標章の出願の際には、願書のほか、定款やその要約書、証明しようとする商品・サービスの品質、原産地、生産方法、その他

特性等について、これらを証明しかつ管理することができることを立証する書類が必要とされます。

**□ 証明標章の類型**

区分	標章	要件	その他
地域的産地表示(原産地)		アイダホ州で生産されたジャガイモ	 新毛 100%
品質・原材料・製造方法などに関する基準を満たした表示(規格)		(電子製品安全基準)	 純綿 100%
作業を遂行する機関の表示		国際女性衣類労働者組合の会員によって作業	

**(3)使用意思確認制度の概要**

商標法では、本来、韓国内で当該商標を使用する者又は使用しようとする者に対して、商標の登録を受けることができる旨規定されております。そこで、本制度は、使用しないし使用の意思がない者に対する商標登録を拒絶理由に加え、その使用意思を確認する制度を導入したものです。使用意思の確認は、審査官が出願人の使用意思に合理的な疑義を生じた場合に行われ、例えば当該指定商品・サービスが法令上制限されている場合や、指定商品が5種類以上指定されている場合、個人出願人がデパートや銀行、航空輸送業等大規模資本・施設が必要なサービスを指定した場合、その他、互いに類似性のない多数のサービスを指定した場合等がその対象となります。

また、併せて、指定商品数が基本商品数である20個を超過している場合、指定商品1個当たり2千ウォンの加算量を賦課する制度も導入されました。

**お知らせ**

**韓国知財セミナー「最新の知財訴訟状況」(特許庁委託事業)を開催します**

近年、韓国企業の躍進に伴い、アップルとサムスン電子による世界各地での訴訟等、韓国企業を当事者とする大規模特許紛争が多発しております。そこで、アップルとサムスン電子による訴訟の状況を始め、その他韓国における知財紛争の動向等について実例を踏まえつつご紹介するセミナーを開催いたします。

詳しくは、弊所知財チームホームページ(<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)のお知らせをご覧ください。

**商標法改正立法予告がなされました**

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ(SJC)と協力し、韓国政府に対し建議事項の提出を行っており、中でも、商標出願における先の出願の登録商標との類否判断時期(商標法7条3項)を出願時から登録可否決定日に変更するよう要望を行ってまいりました。今般、不使用取消審判による取消が確定した場合等限定的ではありますが、類否判断時期を登録可否決定日に変更する改正案を含む商標法立法改正予告がなされましたので、ご案内いたします。この、立法改正予告に対する意見提出期間は、7月17日までです。詳しくは、弊所知財チームホームページ(<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)のお知らせをご覧ください。



## ソウル及び6広域市の大学周辺で「偽造商品流通根絶キャンペーン」実施

韓国知識財産保護協会(KIPRA)は、昨年度に続き今年も消費者団体と共同で5月30日～6月1日にかけてソウル及び6広域市の大学街で「偽造商品流通根絶」のための街頭キャンペーンを実施しました。5月30日のキャンペーンは、梨花女子大学周辺において、今般新たに就任した韓国特許庁金昊源(キム・ホウォン)庁長を始め、韓国知識財産保護協会の会長、消費者団体協議会の会長が参加され、ニセモノ商品の弊害を消費者に直接訴えました。また、韓国IPG/ジェトロソウルもこれに参加し、韓国IPGで製作した「知的財産権侵害商品認認購入予防パンフレット」を一般消費者に配布致しました。また、特許庁長によると、今後も偽造商品根絶のために強力な対策を進めていきたいとの力強い言葉がありました。



## 許可-特許連係制度施行のご案内

韓洋国際特許法人 パートナー弁理士 李崇實

### I. 概要

韓国の医薬品許可-特許連係制度とは、医薬品の許可と直接関連性のある特許を保護し、先発メーカーの新薬開発意欲を鼓舞させると共に、後発メーカーの特許への挑戦を誘引するための制度です。

許可-特許連係制度のうち、医薬品の登載および通知規定は2012年3月15日から施行中ですので、医薬品に関する特許を取得している企業は、医薬品許可を受ける際、関連する特許の登載申請を行い、当該制度を有効活用しましょう。

なお、市販防止および市販独占権に関する規定は2015年3月15日から施行される予定です。

### II. 登載の方法

#### 1. 登載の申請者

登載申請が可能なのは、韓国において該当医薬品の輸入または製造許可を受けた者であって、特許権者ではありません。したがって、日本企業本社が特許権者であり、韓国法人において輸入または製造許可を受けている場合には、当該韓国法人を通じて登載の申請を行う必要があります。同様に、他の韓国企業に実施権を設定したり、ライセンス契約を通じて当該医薬品に係る特許の使用を許容している場合であって、当該韓国企業において当該医薬品の輸入または製造許可を受けている場合には、当該韓国企業が登載の申請を行わなければなりません。

#### 2. 米国制度との相違点

##### (1) 登載の審査

米国食品医薬品局(以下、米国FDA)は特許権者の登載申請時、無審査で登載が進められますが、韓国食品薬品安全庁(以下、KFDA)は登載申請時、薬事法および施行規則によって審査が進められています。

##### (2) 請求項別の登載

米国FDAは特許権全体に対して登載しますが、KFDAは請求項別に登載します。

### 3. 登載の原則

KFDAの登載実務は大きく二種類の原則によって進められます。

#### (1) 原則1: 登載対象に該当すること

登載の対象となるのは、物質/組成物/剤形/用途に関する請求項です。方法請求項は用途形式で記載されていても登載対象ではないので注意しなければなりません。

物質/組成物/剤形/用途に関する事項が複合する請求項の場合、任意で登載申請ができます。

#### (2) 原則2: 請求項と許可事項との直接関連性

KFDAは薬事法施行規則第30条の3により医薬品の許可を受ける事項と直接関連性のある内容だけを登載します。したがって、許可事項と直接関連性が認められない登載申請に対して補完指示が下されることになり、2次にわたる補完指示にも直接関連性が認められなければ登載が拒否され、登載申請が返還されます。登載申請が返還された後には行政訴訟以外には不服手続きがありませんので非常に注意しなければなりません。

KFDAの登載実務のなかで最も特徴的なものは、許可事項と直接関連性が認められる請求項でも、許可された内容を包括する広い範囲の請求の範囲については、許可された内容を越える事項について削除または訂正を行い登載するという点です。ただし、上記の削除または訂正前には企業との相談を通じて決定し、企業の営業秘密が侵害されるおそれのある事項(許可時の非公開内容)については削除/訂正をしないことを原則とします。したがって、登載申請者の権利においては、実質的に大きな問題は生じないのではないかと見られています。

<http://medipatent.kfda.go.kr>で最新登載内容を閲覧することができます。

### III. 登載の実益

#### 1. 不測の薬価の引き下げ防止

大韓民国の医療保険制度は国家が主導する公的扶助の形態であり、先発メーカーの薬価はジェネリックの発売有無により決定されます(後発メーカーのジェネリック市販時期により約30%~50%引き下げ)。

多数の後発メーカーが同時多発的に市販をすることになれば先発メーカーとしては後発メーカーに対し侵害禁止を準備す

る時間的余裕もなく、既に薬価は大幅に引き下げされますので大きな損害が発生します(ブロックバスター薬品の場合、100を越える企業でジェネリック許可申請をする場合もあり、例えば、パイアグラの場合、物質特許満了1ヶ月以内に60余りの企業からジェネリックを申請したことが把握されています)。

許可-特許連係制度の導入前には、後発メーカーの製造、販売有無を市販の直前にならないと知ることが出来ませんでした。許可-特許連係制度の導入後には許可申請段階から医薬品の発売有無を予想することができるので、先発メーカーは、あらかじめ措置を講ずることができる道が開かれました。

### 2. 特許争訟のための資料確保

また、今後、後発メーカーは許可申請事実と共に、自身の実施発明が登載された特許を侵害していない理由を記述し先発メーカーに通知しなければなりません。このとき受けることになる通知資料は以後の侵害訴訟や仮差し押さえ・仮処分などの法的争いに大変重要な証拠となります。

### IV. 許可-特許連係制度導入後の韓国における医薬品特許戦略

#### 1. 緻密かつ迅速な登載準備

すでにジェトロソウルを通じて日本製薬協、発明協会などには連絡されておりますが、既に許可済みの医薬品は6月14日までに登載を終えなければならないので何より迅速な登載が要求されます。また、今後、後発メーカーに対する権利行使に備え登載を準備しなければなりません。

#### 2. 専門代理人の選定

上記にて見てきましたようにKFDAの登載業務は米国と異なり複雑な審査を経ることになりますので、該当手続きと実務を明確に熟知しているローファームと契約することが望ましいでしょう。

#### 3. 出願書-作成段階から準備すべきもの

KFDAの登載審査を考慮し、明細書の出願段階から韓国の実状に合う明細書の作成が必要です。PCT出願である場合、韓国内への移行段階から必ず適切な補正を通じて以後の登載審査に備えなければなりません

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

### 韓米FTAに伴う知財権紛争解決、米国に現地支援体制を構築 (韓国特許庁HP 3月27日)

特許庁は、韓・米FTA発効に伴う韓国企業の対米輸出活動を支援するため、ロサンゼルスに所在するKOTRA支社内に米国IP-DESKを設置した。韓国企業が関連した海外知識財産権紛争(2004-2011年8月653件)の約68%が米国で発生しており、米国での紛争(449件)中、中小企業の紛争は25%(112件)を占める等、米国市場内における韓国企業の知識財産権紛争が増加傾向にある。特許庁は、米国IP-DESKを通じて知識財産権管理・確保の支援、輸出品に対する紛争の可能性の診断、紛争対応コンサルティングを提供する等、総合的な支援体系を構築し対米輸出活動を積極的に支援していく計画だ。

### 関税庁、第1四半期侵害ブランド別模倣品取締まり実績発表 (韓国特許庁HP 4月18日)

韓国関税庁は、2012年度第1四半期に取締まった計130件、3,330億ウォン相当の模倣品に対する侵害ブランド別分析資料を発表した。取締まり件数では、ルイヴィトン、シャネル、グッチ、バーバリーの順であり、また、罰金額では、ロレックス、カルティエ、バーバリー、シャネルの順であった。また、関税庁は、今期、キャラクター商品が総計237,197点(全体の取締数の34%)と大量に摘発されたことを挙げ、これは、卒業・入学シーズンを迎え、アングリーバードのような人気キャラクターの文具用品やラビット、リラックマの携帯電話ケース等、プレゼント用品の需要増加によるものであると分析している。

### 来年の知識財産投資ガイドラインを計画 (電子新聞 4月24日)

国家知識財産委員会は、第4回会議を開き、「2013年度政府知識財産重点投資方針(案)」と「2012年度国家知識財産施行計画点検・評価方針(案)」を審議・議決した。来年の知識財産重点投資方針を優れた知財権の創出、海外紛争対応支援、侵害行為の取締り、中小企業の技術保護とした。

また、知識財産投資予算増加率も一般予算増加率より高くし、知識財産を未来の成長動力として定着させる計画だ。

### 模倣品販売常習者の情報公開 (デジタルタイムズ 5月10日)

韓国知識財産保護協会は、「模倣品販売常習者情報提供WEBページ」を来る10月中旬に構築する予定であることを明らかにした。模倣品販売常習者についての情報は、放送通信審議委員会とオープンマーケットで処理された結果を基に協会が内部的に判断する予定だ。2010年に模倣品の流通で2回以上摘発されたショッピングモールは12店だったが、昨年は71店と約6倍増え、常習的な模倣品の違法流通が徐々に増加している。

### 標準特許確保に政府レベルで取組強化 (デジタルタイムズ 5月16日)

国家知識財産委員会は、16日、標準特許に関連する15の政府と関係機関等の参加により「第1階標準特許戦略協議会」を開催した。国家知識財産委員会は、協議会で提起された問題点の解決案のための施策を省庁合同案件として今年末に上程する計画だ。

### 日韓国際特許取得、1年以上早くなる (韓国特許庁HP 6月5日)

日韓特許庁は4日、特許庁長官会合で国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)を試験実施することに合意した。これにより、日韓PCT-PPHが来る7月1日から両国で同時に施行される予定となった。特許審査ハイウェイ(PPH)は、協定を結んだ相手国で特許可能と判断された場合、早期審査を受けることができるようにする制度であり、韓国は、米国・中国・日本など10カ国と施行中\*である。国際特許審査ハイウェイは、既存のPPHを国際段階で特許性が認められたPCT出願に拡大したものだ。PCT-PPHを利用するようになれば、日韓両国での1次審査処理期間を1年以上短縮させることができる見通しだ。

\*ジェトロ注：日本は、23カ国・地域で施行中

※ 詳細な記事、その他のニュースについては「韓国知的財産ニュース」をご覧ください。http://renew.jetro-ipr.or.kr/news/letter\_list.asp



File No. 43

< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >

## 特許出願をしなくても発明は保護される?

発明を保護する手段としては、特許出願を行って特許権を取得することが基本的な考え方である。特許権は独占排他的な権利であり最も強力な保護手段ではあるが、技術内容によっては出願する必要まではない発明や、ノウハウなど営業秘密として保護するほうが有効な発明もある。そこで、特許出願をしなくても発明を保護することができる手段として、最近、韓国において注目を集めている「インターネット技術告知サービス」、「営業秘密原本証明サービス」及び「技術資料任置サービス」について紹介する。

### インターネット技術告知サービス

インターネット技術告知サービスは、発明を韓国特許庁のホームページに掲載して公衆に知らせることによって、他人がその発明について特許出願をしても特許権を取得できないようにする、いわゆる「防衛出願」の効果を提供するサービスです。自社で権利化までは必要ない技術でも、他社に権利化されると困るような技術については、とりあえず出願をするいわゆる防衛出願を行うことがあります。このサービスを使えば、わざわざ出願料を払って特許出願を行う必要はありません。

特許庁のホームページへの掲載及び第三者による閲覧は無料であり、また、特許庁のホームページまたは韓国特許情報院の特許検索サイト(KIPRIS)を利用して検索することができます。昨年8月現在、全登録件数は3,622件となっています。便利なサービスですが、技術内容がインターネット公知となるため、くれぐれも特許出願すべき技術や営業秘密として保護すべき技術については、利用してはいけません。

### 営業秘密原本証明サービス

研究開発情報やノウハウに関する営業秘密資料の原本を自社で保管しつつ、当該資料の電子文書から抽出した電子指紋(hash code)を特許庁直轄の韓国特許情報院に提供することにより、当該営業秘密の存在及び保有時点を確認してくれるサービスです。このサービスを利用すれば、営業秘密資料の原本を提供しなくても登録が可能であるので、秘密漏洩の心配がなく、また、仮に秘密漏洩による技術流出が発生したとしても、当該技術情報を保有していた事実及び保有時点の立証が容易となり、紛争の早期解決が期待されます。さらに、先のサービスと異なり、「防衛出願」の効果はありませんが、特許

法上の先使用権の立証にも活用できると考えられます。

2010年10月から開始されたサービスであり、韓国特許情報院の営業秘密原本証明サービスのホームページを利用して簡単に登録することができます。最初1年の登録費用は、1件あたり1万ウォン(約715円)です。

### 技術資料任置サービス

中小企業の技術保護のために、中小企業が保有する秘密技術資料を技術資料任置センターに保管するサービスです。このサービスを利用すれば、中小企業は、大企業との商談において技術流出の懸念がなくなり、一方、大企業は、中小企業の倒産や廃業の際にも当該任置資料を利用して関連技術を安全に利用することができるメリットがあります。また、仮に任置した技術が流出したとしても、当該秘密技術の保有事実及び開発時点の立証が容易であるため、紛争解決に活用することができます。

このサービスは、特許権、デザイン権(意匠権)などの知的財産権に関する情報、製造方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術情報、経営情報を任置することができます。2008年に開始され、昨年3月からはオンラインでもその利用が可能となりました。最初1年間の登録費用は1件あたり30万ウォン(約2万1,450円)です。

### <関連サイト>

韓国特許庁 <http://www.kipo.go.kr/>

韓国特許情報院 <http://www.kipri.or.kr/>

KIPRIS <http://www.kipris.or.kr/>

営業秘密原本証明サービス <http://www.tradesecret.or.kr/>

技術資料任置センター <http://www.kescrow.or.kr/>

### <今回の解説者>

MEGA 国際特許法律事務所 丁永善代表弁理士

1978年生まれ。2004年ソウル大学生命科学部卒業。2004年弁理士資格取得後、2004年徐種完国際特許事務所、2005~2007年特許法人KOREANAに勤務。2007年日本に渡り、2007~2011年志賀国際特許事務所に勤務。2011年MEGA国際特許法律事務所設立。その他2007年より日本企業を対象にした韓国特許セミナーを数多く開催。2010年日本弁理士試験1次合格。

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)





## 音や匂いにも商標権がある？

自社の商品やサービスを他社のものと区別し、消費者に認識してもらうための制度として、商標制度がある。商標といえば、各社ブランドのロゴマークが一般的であるが、自社の商品やサービス等を差別化し、消費者に識別してもらうためには、ロゴマーク以外に何か方法がないであろうか？例えば、CMで常に流している短いフレーズは、それを聞けばこの会社の商品であるかすぐにわかるのではないかとあるいは、自社の商品の特徴づけるために、常に同じ匂いを用いていたとすれば、どうであろうか？

韓国と米国の間で締結された自由貿易協定 (FTA) が今年3月15日に発効しました。特許、商標、著作権等、知的財産関連の改正法令も協定発効日に施行されましたが、今回はその中でも話題性という点から商標制度の大きな変化について取り上げたいと思います。

さて、見出しの問いですが、米国、豪州など一部の国・地域では、音や匂いが商標として保護されています。そして、米韓FTAを機に、韓国でも商標登録が可能になりました。そもそも商標とは、自分の商品やサービスであることを消費者等に識別してもらえるよう使用するもので、例えば、「サムスン」(図1・左上)や「レクサス」(図1・右上)等のマークを見たことがあると思います。しかし、韓国において登録可能な商標は、このような2次元平面状のものばかりではありません。登録可能な商標の範囲は、どんどんと拡大を続けているのです。

### 広がる商標の形態

例えば、コカ・コーラの瓶の形などの立体的形状(立体商標)は、日本でも導入されていますが、韓国では、そのほかにも、映画が始まる前に出る20世紀フォックス映画社のロゴ画面等の動く形状(動きの商標)、色やホログラムで構成された商標(色彩商標、ホログラム商標)が数年前から商標として登録ができるようになってきました。

とはいえ、これまでは「視覚的に認識できるもの」のみが登録可能な範囲だったのですが、今回、韓国と米国とのFTA発効により、たとえ視覚的に認識できなくても、文字や記号等により写実的に表現可能であれば、音や匂いでも商標登録が可能になりました。音なら音符や言葉で、匂いならその匂いを文字等で表現し、音楽ファイルや匂いのサンプルを見本として提出すれば、商標として出願することができます。すでに導入済みの米国の登録例を見てみると、マイクロソフトの基本ソフト(OS)「ウィンドウズ」の起動音や、CMでおなじみのインテルのサウンドロゴなどが音で登録され、

また、エンジン潤滑油のイチゴの香りなどが匂い商標として登録されています。

ただし、商標には識別力がなければならずそれ自体が機能的であってもいけませんので、出願したからといってすべてが登録になる訳ではありません。二輪車で有名な米「ハーレーダビッドソン」が自社の独特なエキゾースト音を商標出願したところ、ホンダ、ヤマハなどの競争メーカー9社から2気筒エンジンなら同じ音が出るとして異議申立があり、登録できなかったケースもあります。また、香水等における香水そのものの匂い等、商品の原材料自体等を直接的に表す場合も、登録できないこととされています。

### 品質や特徴を証明する商標

ほかにも、FTA発効を機に「証明標章」が商標として登録可能になりました。これは、例えば、100%ウールであることを証明するウールマーク(図1・左下)や、COTTON USAマーク(図1・右下)などのように、品質、原産地、生産方法などの特性を証明する標章に対して商標登録を可能にしたものです。また、ある商品が特定の出産地に由来するものであることを表示することのできる「地理的表示証明標章」の商標登録もできるようになりました。

3月15日以降、本稿脱稿までに私どもの事務所に音、匂いの商標、及び証明標章の出願依頼はありませんが、今後、音や匂いといった新しい形態の商標について、今後どのようなものが韓国で出願され登録がなされていくのか、興味が尽きません。これらは、韓国内の商標関係者の大きな関心事となっています。みなさんも、ご自分の商品やサービスに関連する音や匂い、証明標章などについて、出願、

登録可能であるか否か、おつきあいのある弁理士さんや特許事務所にぜひ尋ねてみてはいかがでしょうか。



【図1】商標登録されているロゴ。それぞれ、サムスン(左上)、レクサス(右上)、ウールマーク(左下)、COTTON USAマーク(右下)。

### <今回の解説者>

Y.S. CHANG 特許法律事務所 代表弁理士・宋奉植(ソン・ボンシク)

1951年生まれ。延世大学工学大学院(電子工学修士)、米イリノイ大学大学院(産業工学修士)、ソウル大行政大学院国家政策課程終了。79年に商工部(現・知識経済部)入省、90年代初めに日本通商産業省(現経済産業省)に派遣、その後韓国特許庁入庁。半導体第1審査課長(1997~1998)、審査第4局局長(1998~1999)、特許審判院審判長(1999~2002)、電気電子審査局長(2002~2005)を経て退職。2005年に弁理士登録し、2006年よりY.S.CHANG 特許法律事務所代表弁理士。

(監修:日本貿易振興機構=JETROソウル事務所 副所長 岩谷一臣)